

令和2年度
水戸市地域包括支援センター
事業実施方針

令和2年3月
水戸市

目次

- 1 事業実施方針策定の趣旨
- 2 水戸市地域包括支援センターの意義及び目的
- 3 設置及び体制
- 4 基本的な考え方及び理念
 - (1) 地域包括ケアの推進
 - (2) 専門職によるチームアプローチ，関係者との連携
 - (3) 公正性，中立性の確保
- 5 業務推進の方針
 - (1) 基本的事項
 - ア 年間事業計画の策定
 - イ 職員の姿勢
 - ウ きめ細かな相談，支援，記録の実施
 - エ 職員のスキルアップ
 - オ 行政機関等との連携強化
 - カ 法令の遵守
 - キ 個人情報保護
 - ク 苦情対応
 - ケ 事業評価
 - (2) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ア 事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント

(3) 総合相談支援業務

- ア 広報活動
- イ 地域におけるネットワークの構築
- ウ 実態把握
- エ 総合相談業務

(4) 権利擁護業務

- ア 権利擁護業務における水戸市の権限の理解
- イ 権利擁護業務における高齢者支援センターの役割

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援体制の構築
- イ 介護支援専門員への支援

(6) 地域ケア会議推進事業に関する業務

- ア 地域ケア会議の趣旨
- イ 地域ケア個別会議の開催
- ウ 地域ケア個別会議で検討した事例のモニタリング

(7) 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務

- ア 地域住民への在宅医療の普及啓発
- イ 「人生会議」の普及啓発

(8) 認知症総合支援事業に関する業務

- ア 認知症初期集中支援推進事業に関する業務
- イ 認知症地域支援・ケア向上事業に関する業務

6 重点的に取り組む事項

(1) 高齢者支援センターが重点的に取り組む事項

(2) 基幹型が重点的に取り組む事項

1 事業実施方針策定の趣旨

この事業実施方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項の規定に基づき、水戸市地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的とします。

2 水戸市地域包括支援センターの意義及び目的

保険者である水戸市には、法第2条に示すとおり、次の事項に配慮しつつ介護保険を運営する責務があります。

- ・ 要介護状態又は要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資するように行われるとともに、医療と連携すること。
- ・ 被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されること。
- ・ 内容及び水準は、被保険者が要介護状態になった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。

前述の被保険者に対する配慮すべき事項を実現するための体制が「地域包括ケアシステム」であり、具体的には、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを適切に組み合わせて提供する体制を指します。

保険者である水戸市は「地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、保険者機能を補完する機関として水戸市地域包括支援センターを設置し、地域の被保険者の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な相談援助を行うことにより、それらの者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業（水戸市地域包括支援センターが実施するものに限る。以下同じ。）、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援事業を一体的に実施します。

3 設置及び体制

水戸市は、水戸市地域包括支援センターの設置者として「地域包括ケアシステム」を構築するために体制整備に努め、その事業運営について適切に関与します。

水戸市地域包括支援センターは、市全域を担当する基幹型及び日常生活圏域を担当す

る8箇所の高齢者支援センターから構成されます。

基幹型は高齢者支援センター間の総合調整や高齢者支援センターが担当する業務の支援などの基幹的業務及び介護予防支援事業等を実施し、高齢者支援センターは担当する日常生活圏域において総合相談支援業務や権利擁護業務等を実施します。なお、高齢者支援センターの運営を、公正、中立かつ効率的に実施することが可能と判断できる社会福祉法人等に対し委託できるものとします。

高齢者支援センターが担当する日常生活圏域は、人口規模、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的、効率的に業務が行われるよう、水戸市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴取しながら、水戸市が設定します。

なお、水戸市地域包括支援センターの職員配置については、次表のとおりとします。

		専門職			
		保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員	計
基幹型*1		2	1	1	4
高齢者支援センター	中央	1	2	2	5
	東部	1	1	3	5
	南部第一	2	1	1	4
	南部第二	2	2	1	5
	北部	2	2	1	5
	西部	2	1	1	4
	常澄	(1) *2	1	1	2
	内原	(1) *2	1	1	2
計		12	12	12	36

*1 基幹型には、このほか、介護予防支援事業に従事する職員（7名）及び事務職員（2名）を配置します。

*2 常澄及び内原高齢者支援センターの保健師等は、基幹型の保健師等が兼ねます。

4 基本的な考え方及び理念

(1) 地域包括ケアの推進

水戸市地域包括支援センターは、担当地域の特性や実情を踏まえ、地域住民が抱える課題を把握し、保健、医療、福祉サービスのみならず、近隣住民の助け合い等の地域力を含めたあらゆる社会資源と連携を図り、地域包括ケア推進のため、その中核機関としての役割が果たせるよう積極的に取組みます。

(2) 専門職によるチームアプローチ，関係者との連携

水戸市地域包括支援センターには、主に包括的支援事業に係る業務を担当する保健師（保健師に準ずる者を含みます。以下「保健師等」といいます。）、社会福祉士（社会福祉士に準ずる者を含みます。以下「社会福祉士等」といいます。）及び主任介護支援専門員並びに介護予防支援業務等を行う介護支援専門員を配置し、これら専門職が専門性を活用しながら相互に連携協働する「チームアプローチ」を実践することで、困難事例や地域課題に対応することとします。

さらに、地域の医療、保健、福祉の専門職、民生委員、自治会・町内会、社会福祉協議会支部、ボランティア等の関係者との連携を図りながら活動します。

(3) 公正性，中立性の確保

水戸市地域包括支援センターは、保険者機能を補完する「公共的な機関」であることを認識するとともに、その運営に関する費用は、保険料や国、県、市の公費により賄われていることを十分に理解し、公正かつ中立性の高い事業運営を確保します。

5 業務の実施方針

(1) 基本的事項

ア 年間事業計画の策定

水戸市地域包括支援センターは、後に示す重点的に取り組むべき事項をもとに、担当日常生活圏域の実情に応じた年間事業計画を策定します。

イ 職員の姿勢

水戸市地域包括支援センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重しつつ、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が継続できるよう社会資源を調整しながら支援すること、を念頭において業務を遂行することに努めます。特に、意思表示が困難な高齢者の支援にあたっては、当該高齢者の権利を擁護する代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努めます。

ウ きめ細かな相談，支援，記録の実施

水戸市地域包括支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口であり、様々な内容の相談が寄せられます。これらの相談に対しては、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談，支援を実施します。

また、継続性を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応を図

れるよう努め、その経過について記録します。

エ 職員のスキルアップ

水戸市地域包括支援センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、水戸市地域包括支援センター全体のスキルアップに努めます。

オ 行政機関等との連携強化

水戸市地域包括支援センターの業務は多岐に渡り、市の関係部署や保健所、社会福祉協議会等の公的機関等と密接に関係しています。支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に連携を図ります。

① 水戸市地域包括支援センター連絡会議

水戸市地域包括支援センター職員と市担当者が参加し、情報交換、事例検討等を実施し、全体のスキルアップを図ります。

② 水戸市地域包括支援センター運営協議会

地域の医療、介護、福祉、保健の関係機関や被保険者及び介護者等、市関係部署が参加し、水戸市地域包括支援センターが公正性、中立性をもって適正に運営されているか等について協議を行います。

③ 地区民協定例会

民生委員児童委員との情報交換等を行うため、必要に応じて地区民協の定例会に参加します。

④ 地域との連携

地区会など、地域との連携において必要な団体の会議等に参加し協力関係を深めます。

⑤ 生活支援体制整備支援事業等との連携

生活支援体制整備事業における、生活支援コーディネーターの活動（地域のニーズの集約、地域資源の把握、協議体の設置運営等）への協力及び協議体会議への参加、並びに、在宅医療・介護連携推進事業における在宅医療・介護の連携拠点との連携を図ります。

⑥ 認知症チェックセミナーへの協力

市が実施する認知症チェックセミナーの運営に協力し、認知症のリスクのある高齢者の把握及び相談支援を行います。

カ 法令の遵守

水戸市地域包括支援センターの運営等にあたっては、関係法令の遵守を徹底しま

す。

キ 個人情報の保護

水戸市地域包括支援センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については、個人情報保護法及び水戸市個人情報保護条例に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規定を備えるなどの措置を講じます。

ク 苦情対応

水戸市地域包括支援センターに関する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応します。

ケ 事業評価

水戸市は、水戸市地域包括支援センター連絡会議等を活用して、水戸市地域包括支援センターの事業の進捗状況を随時確認します。

また、水戸市は、水戸市地域包括支援センターが実施する自己評価及び水戸市地域包括支援センターに対するヒアリングをもとに、水戸市地域包括支援センターの事業を評価し、それらを水戸市地域包括支援センター運営協議会に諮ることとします。

なお、水戸市は、この事業評価をもとに翌年度の委託方針及び事業実施方針を策定します。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント

水戸市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用する事業対象者に対し、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的な視点から必要な援助を行います。

なお、介護予防ケアマネジメントの類型等は次の表のとおりとします。

利用するサービス	ケアマネジメントの類型	担当者
①訪問型・通所型介護予防事業のみ	簡略化したケアマネジメント	高齢者支援センター職員
②住民主体の生活支援サービスのみ	簡略化したケアマネジメント（初回のみ）	高齢者支援センター職員
①②以外	介護予防支援に準じたケアマネジメント	基幹型職員（介護支援専門員）

(3) 総合相談支援業務

ア 広報活動

水戸市地域包括支援センターの業務を周知し、水戸市地域包括支援センターに対する理解と協力を得るため、広報誌やチラシ等の配布、市民センターや老人福祉センター等で開催する相談会等を通じて広報活動を行います。さらに、実施可能な出前講座のメニューを市民センター等に示し、高齢者支援センターを活用するよう周知します。

イ 地域におけるネットワークの構築

支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員、自治会・町内会等の地域の方々など、様々な関係者とのネットワークの構築に努めます。

また、継続的な支援を要する高齢者については、心身の状況の変化等に合わせて適切に対応するよう、関係者と連携や情報共有を図りながら、状況の把握や支援を行います。

ウ 実態把握

水戸市が提供する情報や前項で構築したネットワークを活用し、高齢者本人、家族、民生委員、医療機関、介護サービス事業者等、様々な機関や関係者と連携しながら、訪問や電話等の手段を用いて支援を要する高齢者を把握します。

また、必要に応じて、適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行います。

エ 総合相談業務

高齢者、家族、近隣住民、民生委員等の地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行います。

なお、専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、当事者に関する課題を明確にしたうえで、適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行います。

また、保健福祉サービスの申請代行等の便宜を図るとともに、当該高齢者等の現状把握を行います。

(4) 権利擁護業務

ア 権利擁護業務における水戸市の権限の理解

権利擁護業務を遂行するあたり、次の表に示す権限は地域包括支援センターには備わっていないことを理解しておかなければなりません。

これらの権限の行使が必要な場合は、水戸市と適切に連携するものとします。

権限の内容	根拠
養護老人ホームへの措置	老人福祉法第11条第1項第1号
特別養護老人ホームへのやむを得ない措置	老人福祉法第11条第1項第2号
養護委託	老人福祉法第11条第1項第3号
居宅サービス等のやむを得ない措置	老人福祉法第10条の4第1項
成年後見制度市長申立て	老人福祉法第32条
住民票や戸籍謄本等の公用請求	老人福祉法第5条の4第2項
重大な危険が生じているおそれがある高齢者の居宅への立ち入り調査	高齢者虐待防止法第11条
重大な危険が生じているおそれがある高齢者の居宅への立ち入り調査に際し警察署長に援助を要請すること	高齢者虐待防止法第12条
虐待を行った養護者に対する被虐待高齢者への面会制限	高齢者虐待防止法第13条

イ 権利擁護業務における水戸市地域包括支援センターの役割

① 権利擁護に関する啓発

高齢者虐待の予防や通報，成年後見制度・日常生活自立支援事業等の利用促進及び消費者被害に関する情報提供など，医療，保健，介護，福祉関係者だけでなく，地域住民に対して，権利擁護に関する意識を啓発するための取組みを行います。

なお，普及啓発の取組みは，権利擁護に係る複数のテーマや（7）アに係る業務に関する内容を同時に扱うなど，地域の実情に応じて実施するものとします。

② 高齢者虐待の通報等受理及び介入

高齢者虐待に関する通報や相談を受理した際は，水戸市と役割分担を協議のうえ，速やかに事実確認を行い，水戸市が策定した支援計画に基づき，支援を行います。

なお，改善が見られない場合や生命の危険性が高い場合には，必要な措置を講ずるよう，速やかに水戸市に要請します。

③ 成年後見制度等の活用支援

ひとり暮らしの認知症高齢者や虐待（自己放任を含む）等の理由により身上監護や財産管理に関する支援が適切に行われていない事案については，状況に応じて，日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を支援します。

④ 消費者被害への相談支援

高齢者を狙った消費者被害から高齢者を守るために、民生委員、介護サービス事業者、近隣住民等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報収集することに努めます。

消費者被害を把握した際には、水戸市消費生活センター等との連携、成年後見制度等の活用を図り、問題の解決に努めます。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援体制の構築

介護支援専門員が、担当する高齢者を包括的（様々な社会資源を活用しながら高齢生活すること）に、また、継続的（施設や医療機関の入退所（院）の場面で支援が途切れ無く）に支援できるよう、水戸市地域包括支援センターは、医療機関職員（主治医、退院調整看護師、医療ソーシャルワーカー等）、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健・福祉サービスの実施者やボランティア団体、インフォーマルサービス事業者、民生委員等の多職種協働による連携体制（地域包括支援ネットワーク）を構築します。

イ 介護支援専門員への支援

水戸市地域包括支援センターは、介護支援専門員が担当するケースについて、専門的な見地から日常的業務の相談等に応じます。特に、支援困難な事例を担当する介護支援専門員に対しては、同行訪問や後述する地域ケア個別会議等を活用しながら、その活動を支援します。

(6) 地域ケア会議推進事業に関する業務

ア 地域ケア会議の趣旨

前述のとおり、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するためには、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要とされています。そして、この地域包括支援ネットワークを活用しながら、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくための手法が「地域ケア会議」です。

地域ケア会議は、水戸市地域包括支援センター職員、市職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等の多職種が参加する会議体であり、多職種が協働して支援困難事例等の個別課題の解決を図る（個別課題解決機能）とともに、自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう介護支援専門員の能力を高め（ネットワーク構築機能）、個別事例の課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通し

た課題を明確化（地域課題把握機能）し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり（地域づくり・資源開発機能）、さらには介護保険事業計画への反映など政策形成につなげる機能（政策形成機能）を有します。

イ 地域ケア個別会議の開催

高齢者支援センターは、支援困難事例を担当する介護支援専門員への支援及び介護支援専門員の資質向上に資する多職種連携推進のために必要と判断した場合は、個別課題解決機能を有する地域ケア個別会議を随時開催します。また、ネットワーク構築機能、地域課題把握機能を有する地域ケア個別会議を、適宜開催するものとします。なお、抽出した地域課題については、必要に応じて、生活支援体制整備事業に係る第2層協議体へ提示するものとします。

基幹型は、高齢者支援センターが行う地域ケア個別会議の運営にあたり、助言等を行います。

なお、水戸市は、必要に応じて、地域づくり機能や政策提言機能を有する地域ケア推進会議を開催し、前段の地域資源だけでは解決困難な地域課題について検討することとします。

ウ 地域ケア個別会議で検討した事例のモニタリング

個別課題解決機能を有する地域ケア個別会議において検討した事例については、適宜、事例提供者等に進捗を確認し、助言等の支援を行います。また、必要に応じて、地域ケア個別会議において、当該事例の支援経過を報告したり、当該事例を改めて検討することとします。

(7) 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務

ア 地域住民への在宅医療の普及啓発

① 業務の位置づけ

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進することを目的とする「在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）」の一部として、本業務を位置づけます。

② 業務の概要

地域住民の在宅医療・介護の連携について理解を促進することを目的とした講座等を実施します。なお、実施にあたっては、在宅医療・介護に係る事業所の職

員と連携したり、（４）イ①に関する内容を同時に扱ったりするなど、地域の実情に応じて実施するものとします。

イ 「人生会議」の普及啓発

人生の最終段階における本人の望む医療・ケアについての話し合い（人生会議（アドバンス・ケア・プランニング））が本人を含めた関係者間で開催することができるよう、在宅医療・介護に係る事業所と連携して、「人生会議」を周知します。

（８）認知症総合支援事業に関する業務

ア 認知症初期集中支援推進事業に関する業務

① 業務の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とします。

② 認知症初期集中支援チームの配置

専門職（保健師、作業療法士及び社会福祉士）と認知症サポート医である専門医がチーム員となった認知症初期集中支援チームを配置します。水戸市地域包括支援センター職員のうち、基幹型の保健師及び社会福祉士がこの専門職を兼務します。なお、専門職のうち作業療法士については、市高齢福祉課の職員が兼務します。

③ 認知症初期集中支援チームの業務

認知症初期集中支援チームの専門職は、適切な医療・介護等に結びつかない認知症（認知症の疑われる状態を含む。）の人とその家族に早期から関与し、適切な医療・介護等を受けるために必要な支援等を行い、専門医は専門職の活動に必要な助言等を行います。

イ 認知症地域支援・ケア向上事業に関する業務

① 業務の目的

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、認知症の容態に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人やその家族を支援する体制づくり等を行うことを目的とします。

② 認知症地域支援推進員の配置等

認知症地域支援推進員研修を受講した高齢者支援センターの職員を、認知症地域支援推進員を兼ねる職員として配置します。

また、認知症地域支援推進員は、認知症地域支援推進員会議を活用して、業務の課題や進捗状況を確認及び共有することとします。

③ 認知症地域支援推進員の業務

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族を支える地域の社会資源をコーディネートし、認知症の人が地域で暮らし続けられるよう支援するため、次の事項に取り組むこととします。

- (ア) (3) イに示す「地域におけるネットワーク」としてこれまで連携している関係者に加え認知症サポーター等と連携します。
- (イ) パンフレット「認知症123(いち・に・さん)」や教材「認知症456(すぐろく)」を活用し、認知症の正しい知識の普及啓発を行います。
- (ウ) 適切な医療・介護サービスにつなげていない認知症の人を把握した際には、必要に応じて適切なサービスにつなぎ、継続的な支援を行います。なお、適切なサービスにつなぐことが困難な事例については、認知症初期集中支援チームに支援を依頼するものとします。
- (エ) 認知症カフェや家族介護者の集い、徘徊模擬訓練等の実施など、認知症の人やその家族が孤立することがないよう地域で支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減することなどを目的とした取り組みを行うものとします。
- (オ) 県が配置する若年性認知症コーディネーターとの連携を図ります。
- (カ) 認知症の人の生きがいを支援するため、認知症の人が集い情報発信をする本人ミーティングを企画・開催します。

6 重点的に取り組む事項

水戸市地域包括支援センターが重点的に取り組む事項は次のとおりとします。なお、本項目は、介護保険の保険者である水戸市の担当職員と水戸市地域包括支援センターの職員が協議のうえ策定しました。

(1) 高齢者支援センターが重点的に取り組む事項

高齢者支援センターは、次の事項を重点的に取り組みます。

ア 地域課題の解決に資する地域ケア個別会議の運営

個別課題の解決を図るとともに、地域課題等の把握に努め、生活支援体制整備事業に係る第2層生活支援コーディネーターとの連携を図ります。

イ パンフレット「認知症123（いち・に・さん）」や教材「認知症456（すごろく）」を活用した認知症の正しい知識の普及啓発

ウ 認知症の人とその家族を支援するためのニーズに基づいた取組みの実施

エ 「人生会議」の普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）の周知を行います。

（2）基幹型が重点的に取り組む事項

基幹型は、高齢者支援センターの活動が円滑に実施できるよう、次の事項を重点的に取り組みます。

ア 高齢者支援センターと生活支援体制整備事業に係る第2層生活支援コーディネーターとの連携支援

イ 地域ケア個別会議の開催支援

ウ 高齢者支援センターの専門職ごとの資質向上を目的とした取組（例：職種ごとの勉強会等の開催）

エ 認知症地域支援推進員への支援

オ 在宅医療と介護の連携推進に係る関係機関への協力依頼等の連携強化に資する支援